



発行 新潟県

号外 5
平成26年 3月31日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

病院局管理規程

- 5 新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程(病院局総務課)
- 6 新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程(病院局総務課)

企業局管理規程

- 4 新潟県企業局組織規程等の一部を改正する規程(企業局総務課)

企業局訓令

- 3 新潟県企業局事務決裁規程の一部改正(企業局総務課)
- 4 新潟県企業局企業職員の安全衛生管理組織等を定める規程の一部改正(企業局総務課)

人事委員会規則

- 6-1728 平成26年4月1日における号給の調整に関する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1729 平成18年改正条例附則第8項、第9項及び第10項の規定による給料に関する規則を廃止する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1730 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1731 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1732 特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1733 市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1734 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 12-87 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)

教育委員会規則

- 6 新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則(教育庁総務課)

教育委員会訓令

- 3 新潟県立学校職員安全衛生管理規程の一部改正(福利課)

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第 5 号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年 3 月31日

新潟県病院事業管理者 若 月 道 秀

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(課、室、班及び係の設置)</p> <p>第 5 条 局本庁にそれぞれ次のとおり課、室、<u>班及び係</u>を置く。</p> <p>(略)</p> <p>業務課</p> <p><u>改革室</u> <u>建設班</u> 業務管理係 施設係</p> <p>(略)</p> <p>第 17 条の 2 局、課、室、<u>班及び係</u>に参事、副参事、主査及び主任を置くことができる。</p> <p>2 参事、副参事、主査及び主任は、上司の命を受けて担当事務を処理する。</p> <p>(業務指導監)</p> <p>第 17 条の 3 <u>局業務課に業務指導監を置くことができる。</u></p> <p><u>2 業務指導監は、上司の命を受けて担当事務を処理する。</u></p> <p>(課に置く室の長等)</p> <p>第 17 条の 4 課に置く室(以下この条において「室」という。)に室長を置く。</p> <p>(略)</p> <p>第 20 条 病院の部、センター、室、課、科及び係に、次のとおり長を置く。</p> <p>(略)</p> <p>地域連携センター 地域連携センター長 <u>看護師長</u> <u>副看護師長</u></p> <p>地域連携室 地域連携室長 <u>看護師長</u> <u>副看護師長</u></p> <p>(略)</p> <p>地域連携・相談支援センター 地域連携・相談支援センター長 <u>看護師長</u> <u>副看護師長</u></p> <p>(略)</p> <p>第 20 条の 2 病院並びにその部、センター、課、科及び係に参事、専任セーフティマネージャー、副参事、</p> <p>(略)</p> <p>主任助産師、主任看護師、主任准看護師、<u>薬剤専門員</u>、<u>診療放射線専門員</u>、<u>作業療法専門員</u>、<u>専門員</u>(次項にお</p>	<p>(課及び室の設置)</p> <p>第 5 条 局本庁にそれぞれ次のとおり課、室及び<u>係</u>を置く。</p> <p>(略)</p> <p>業務課</p> <p>業務管理係 施設係 <u>改革室</u></p> <p>(略)</p> <p>第 17 条の 2 局、課、室及び<u>係</u>に参事、<u>業務指導監</u>、<u>経営企画員</u>、副参事、主査及び主任を置くことができる。</p> <p>2 参事、<u>業務指導監</u>、<u>経営企画員</u>、副参事、主査及び主任は、上司の命を受けて担 当事務を処理する。</p> <p>(課に置く室の長等)</p> <p>第 17 条の 3 課に置く室(以下この条において「室」という。)に室長を置く。</p> <p>(略)</p> <p>第 20 条 病院の部、センター、室、課、科及び係に、次のとおり長を置く。</p> <p>(略)</p> <p>地域連携センター 地域連携センター長</p> <p>地域連携室 地域連携室長</p> <p>(略)</p> <p>地域連携・相談支援センター 地域連携・相談支援センター長</p> <p>(略)</p> <p>第 20 条の 2 病院並びにその部、センター、課、科及び係に参事、専任セーフティマネージャー、副参事、</p> <p>(略)</p> <p>主任助産師、主任看護師、主任准看護師(次項において「参事等」という。)を置くことができる。</p>

いて「参事等」という。)を置くことができる。  
(略)

(略)

**附 則**

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

---

新潟県病院局管理規程第6号

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月31日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
<b>別表第1（第2条関係）</b>			<b>別表第1（第2条関係）</b>		
組織上の区分	職	区分	組織上の区分	職	区分
(略)			(略)		
施設	(略)		施設	(略)	
	<u>中央病院専任セーフ ティマネージャー</u>	5種		<u>がんセンター新潟病 院専任セーフティマ ネージャー</u>	5種
	(略)			(略)	
施設	<u>柿崎病院薬剤部長</u>	5種	<u>十日町病院薬剤部長</u>	5種	
	六日町病院薬剤部長		六日町病院薬剤部長		
	十日町病院薬剤部長		小出病院薬剤部長		
	小出病院薬剤部長		精神医療センター薬 剤部長		
	精神医療センター薬 剤部長		加茂病院薬剤部長		
	加茂病院薬剤部長		吉田病院薬剤部長		
	<u>津川病院薬剤部長</u>		リウマチセンター薬 剤部長		
	吉田病院薬剤部長		坂町病院薬剤部長		
	リウマチセンター薬 剤部長		中央病院薬剤副部長 (局長が定めるもの に限る。)		
	坂町病院薬剤部長		がんセンター新潟病 院薬剤副部長 (局長が定めるもの に限る。)		
中央病院薬剤副部長 (局長が定めるもの に限る。)	(略)	(略)			
がんセンター新潟病 院薬剤副部長 (局長が定めるもの に限る。)					
(略)		(略)			
施設	<u>中央病院診療放射線 技師長</u>	5種	がんセンター新潟病 院診療放射線技師長 がんセンター新潟病 院臨床検査技師長	5種	
	がんセンター新潟病 院診療放射線技師長				
	<u>新発田病院診療放射 線技師長</u>				
	<u>中央病院臨床検査技 師長</u>				
	がんセンター新潟病 院臨床検査技師長				

	新発田病院臨床検査 技師長				
	(略)			(略)	
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第4号

新潟県企業局組織規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月31日

新潟県企業管理者 早 福 弘

新潟県企業局組織規程等の一部を改正する規程  
(新潟県企業局組織規程の一部改正)

第1条 新潟県企業局組織規程(昭和37年新潟県企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																																		
<b>第1節 発電管理センター</b>	<b>第1節 発電管理所</b>																																																		
(設置)	(設置)																																																		
<b>第7条</b> 発電に関する業務を行うため、 <u>村上市</u> に新潟県発電管理センターを置く。	<b>第7条</b> 発電に関する業務を行うため、 <u>発電管理所</u> を置く。																																																		
2 発電管理センターの所管する発電施設(高田発電所及び新高田発電所にあつては運転操作に関する事項に限る。)は、次のとおりとする。	2 発電管理所の名称及び位置並びにその所管する発電施設(高田発電所及び新高田発電所にあつては運転操作に関する事項に限る。)は、次のとおりとする。																																																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">発 電 施 設</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>三面発電所</td><td>村上市岩崩</td></tr> <tr><td>猿田発電所</td><td>村上市岩崩</td></tr> <tr><td>奥三面発電所</td><td>村上市岩崩</td></tr> <tr><td>胎内第一発電所</td><td>胎内市下荒沢</td></tr> <tr><td>胎内第二発電所</td><td>胎内市下荒沢</td></tr> <tr><td>胎内第三発電所</td><td>胎内市熱田坂</td></tr> <tr><td>田川内発電所</td><td>五泉市小面谷</td></tr> <tr><td>笠堀発電所</td><td>三条市大字笠堀</td></tr> <tr><td>刈谷田発電所</td><td>長岡市栃堀</td></tr> <tr><td>広神発電所</td><td>魚沼市小平尾</td></tr> <tr><td>新潟東部太陽光発電所</td><td>阿賀野市かがやき</td></tr> <tr><td>高田発電所</td><td>上越市大字今泉</td></tr> <tr><td>新高田発電所</td><td>上越市大字今泉</td></tr> </tbody> </table>	発 電 施 設	位 置	三面発電所	村上市岩崩	猿田発電所	村上市岩崩	奥三面発電所	村上市岩崩	胎内第一発電所	胎内市下荒沢	胎内第二発電所	胎内市下荒沢	胎内第三発電所	胎内市熱田坂	田川内発電所	五泉市小面谷	笠堀発電所	三条市大字笠堀	刈谷田発電所	長岡市栃堀	広神発電所	魚沼市小平尾	新潟東部太陽光発電所	阿賀野市かがやき	高田発電所	上越市大字今泉	新高田発電所	上越市大字今泉	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">発 電 施 設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11" style="text-align: center;">新潟県 下越発電管 理所</td> <td rowspan="11" style="text-align: center;">村上市</td> <td>三面発電所</td> </tr> <tr><td>猿田発電所</td></tr> <tr><td>奥三面発電所</td></tr> <tr><td>胎内第一発電所</td></tr> <tr><td>胎内第二発電所</td></tr> <tr><td>胎内第三発電所</td></tr> <tr><td>田川内発電所</td></tr> <tr><td>笠堀発電所</td></tr> <tr><td>刈谷田発電所</td></tr> <tr><td>広神発電所</td></tr> <tr><td>新潟東部太陽光発電所</td></tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>高田発電所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>新高田発電所</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	発 電 施 設	新潟県 下越発電管 理所	村上市	三面発電所	猿田発電所	奥三面発電所	胎内第一発電所	胎内第二発電所	胎内第三発電所	田川内発電所	笠堀発電所	刈谷田発電所	広神発電所	新潟東部太陽光発電所			高田発電所			新高田発電所
発 電 施 設	位 置																																																		
三面発電所	村上市岩崩																																																		
猿田発電所	村上市岩崩																																																		
奥三面発電所	村上市岩崩																																																		
胎内第一発電所	胎内市下荒沢																																																		
胎内第二発電所	胎内市下荒沢																																																		
胎内第三発電所	胎内市熱田坂																																																		
田川内発電所	五泉市小面谷																																																		
笠堀発電所	三条市大字笠堀																																																		
刈谷田発電所	長岡市栃堀																																																		
広神発電所	魚沼市小平尾																																																		
新潟東部太陽光発電所	阿賀野市かがやき																																																		
高田発電所	上越市大字今泉																																																		
新高田発電所	上越市大字今泉																																																		
名 称	位 置	発 電 施 設																																																	
新潟県 下越発電管 理所	村上市	三面発電所																																																	
		猿田発電所																																																	
		奥三面発電所																																																	
		胎内第一発電所																																																	
		胎内第二発電所																																																	
		胎内第三発電所																																																	
		田川内発電所																																																	
		笠堀発電所																																																	
		刈谷田発電所																																																	
		広神発電所																																																	
		新潟東部太陽光発電所																																																	
		高田発電所																																																	
		新高田発電所																																																	
(組織)	(組織)																																																		
<b>第8条</b> <u>発電管理センター</u> に次の課及び係を置く。 (略)	<b>第8条</b> <u>下越発電管理所</u> に次の課及び係を置く。 (略)																																																		
(分掌事務)	(分掌事務)																																																		
<b>第9条</b> <u>発電管理センター</u> の課の分掌事務は、次のとおりとする。 (略)	<b>第9条</b> <u>下越発電管理所</u> の課の分掌事務は、次のとおりとする。 (略)																																																		
<b>第2節 新潟工業用水道事務所</b>	<b>第2節 水道事務所</b>																																																		
(設置)	(設置)																																																		
<b>第11条</b> (略)	<b>第11条</b> (略)																																																		
2 <u>新潟工業用水道事務所</u> の所管する水道施設は、次のとおりとする。	2 <u>前項の水道事務所</u> の所管する水道施設は、次のとおりとする。																																																		

<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p><b>第11条の2</b> <u>新潟工業用水道事務所</u>に次の課及び係を置く。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3節</b> <u>上越利水事務所</u></p> <p>(設置)</p> <p><b>第13条</b> (略)</p> <p>2 <u>上越利水事務所</u>の所管する施設(発電所にあつては運転操作に関する事項を除く。)は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p><b>第14条</b> <u>上越利水事務所</u>に次の課及び係を置く。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p><b>第11条の2</b> <u>水道事務所</u>に次の課及び係を置く。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3節</b> <u>利水事務所</u></p> <p>(設置)</p> <p><b>第13条</b> (略)</p> <p>2 <u>前項の利水事務所</u>の所管する施設(発電所にあつては運転操作に関する事項を除く。)は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p><b>第14条</b> <u>利水事務所</u>に次の課及び係を置く。</p> <p>(略)</p>
--	--

(新潟県企業局企業職員勤務規程の一部改正)

**第2条** 新潟県企業局企業職員勤務規程(平成7年新潟県企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p>(週休日及び勤務時間の割振り等)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>発電管理センター</u>において次条第1項の規定により勤務を割り振られた職員が、現に第10条に定める宿直勤務を行う場合の勤務時間等は別表第3に定めるとおりとする。</p> <p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p><b>第10条</b> (略)</p> <p>2 前項に規定する宿直勤務を行う勤務時間は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td style="text-align: center;">宿直勤務時間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>発電管理センター</u></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>3・4 (略)</p>	区 分	宿直勤務時間	<u>発電管理センター</u>	(略)	(略)		<p>(週休日及び勤務時間の割振り等)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>下越発電管理所</u>において次条第1項の規定により勤務を割り振られた職員が、現に第10条に定める宿直勤務を行う場合の勤務時間等は別表第3に定めるとおりとする。</p> <p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p><b>第10条</b> (略)</p> <p>2 前項に規定する宿直勤務を行う勤務時間は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td style="text-align: center;">宿直勤務時間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>下越発電管理所</u></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>3・4 (略)</p>	区 分	宿直勤務時間	<u>下越発電管理所</u>	(略)	(略)	
区 分	宿直勤務時間												
<u>発電管理センター</u>	(略)												
(略)													
区 分	宿直勤務時間												
<u>下越発電管理所</u>	(略)												
(略)													

(新潟県企業局企業職員給与規程の一部改正)

**第3条** 新潟県企業局企業職員給与規程(昭和30年新潟県電気事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表第5</b> (第4条関係)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 年末年始勤務手当</p> <p>1 年末年始勤務手当は、<u>発電管理センター</u>に</p>	<p><b>別表第5</b> (第4条関係)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 年末年始勤務手当</p> <p>1 年末年始勤務手当は、<u>下越発電管理所</u>に勤</p>

<p>勤務する技術員（ダム管理業務に従事する者に限る。）が12月31日から翌年1月3日までの間に正規の勤務時間を割り振られ、3日以上連続して宿泊を伴う勤務をした場合に支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p><b>別表第6 (第6条関係)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 20%;">組織上の区分</th> <th style="width: 40%;">職</th> <th style="width: 40%;">区分</th> </tr> <tr> <td>局本庁</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業所</td> <td>発電管理センター所長</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発電管理センター次長</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 (略)</p>	組織上の区分	職	区分	局本庁	(略)		事業所	発電管理センター所長	(略)	(略)		発電管理センター次長	(略)	(略)		<p>務する技術員（ダム管理業務に従事する者に限る。）が12月31日から翌年1月3日までの間に正規の勤務時間を割り振られ、3日以上連続して宿泊を伴う勤務をした場合に支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p><b>別表第6 (第6条関係)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 20%;">組織上の区分</th> <th style="width: 40%;">職</th> <th style="width: 40%;">区分</th> </tr> <tr> <td>局本庁</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業所</td> <td>下越発電管理所長</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下越発電管理所次長</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 (略)</p>	組織上の区分	職	区分	局本庁	(略)		事業所	下越発電管理所長	(略)	(略)		下越発電管理所次長	(略)	(略)	
組織上の区分	職	区分																													
局本庁	(略)																														
事業所	発電管理センター所長	(略)																													
	(略)																														
	発電管理センター次長	(略)																													
	(略)																														
組織上の区分	職	区分																													
局本庁	(略)																														
事業所	下越発電管理所長	(略)																													
	(略)																														
	下越発電管理所次長	(略)																													
	(略)																														

(猿田ダム操作規程の一部改正)

**第4条** 猿田ダム操作規程（昭和48年新潟県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(管理主任技術者)</p> <p><b>第2条</b> <u>発電管理センター</u>に河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第50条第1項に規定する管理主任技術者を1人置く。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(管理主任技術者)</p> <p><b>第2条</b> <u>下越発電管理所</u>（以下「管理所」という。）に河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第50条第1項に規定する管理主任技術者を1人置く。</p> <p>2 (略)</p>

(胎内第一ダム操作規程の一部改正)

**第5条** 胎内第一ダム操作規程（昭和48年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(管理主任技術者)</p> <p><b>第2条</b> <u>発電管理センター</u>に河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第50条第1項に規定する管理主任技術者を1人置く。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(管理主任技術者)</p> <p><b>第2条</b> <u>下越発電管理所</u>（以下「管理所」という。）に河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第50条第1項に規定する管理主任技術者を1人置く。</p> <p>2 (略)</p>

(胎内第二ダム操作規程の一部改正)

**第6条** 胎内第二ダム操作規程（昭和48年新潟県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(管理主任技術者)</p> <p><b>第2条</b> <u>発電管理センター</u>に河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第50条第1項に規定する管理主任技術者を1人置く。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(管理主任技術者)</p> <p><b>第2条</b> <u>下越発電管理所</u>（以下「管理所」という。）に河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第50条第1項に規定する管理主任技術者を1人置く。</p> <p>2 (略)</p>

(新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部改正)

**第7条** 新潟県電気事業の電気工作物保安規程（昭和61年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。



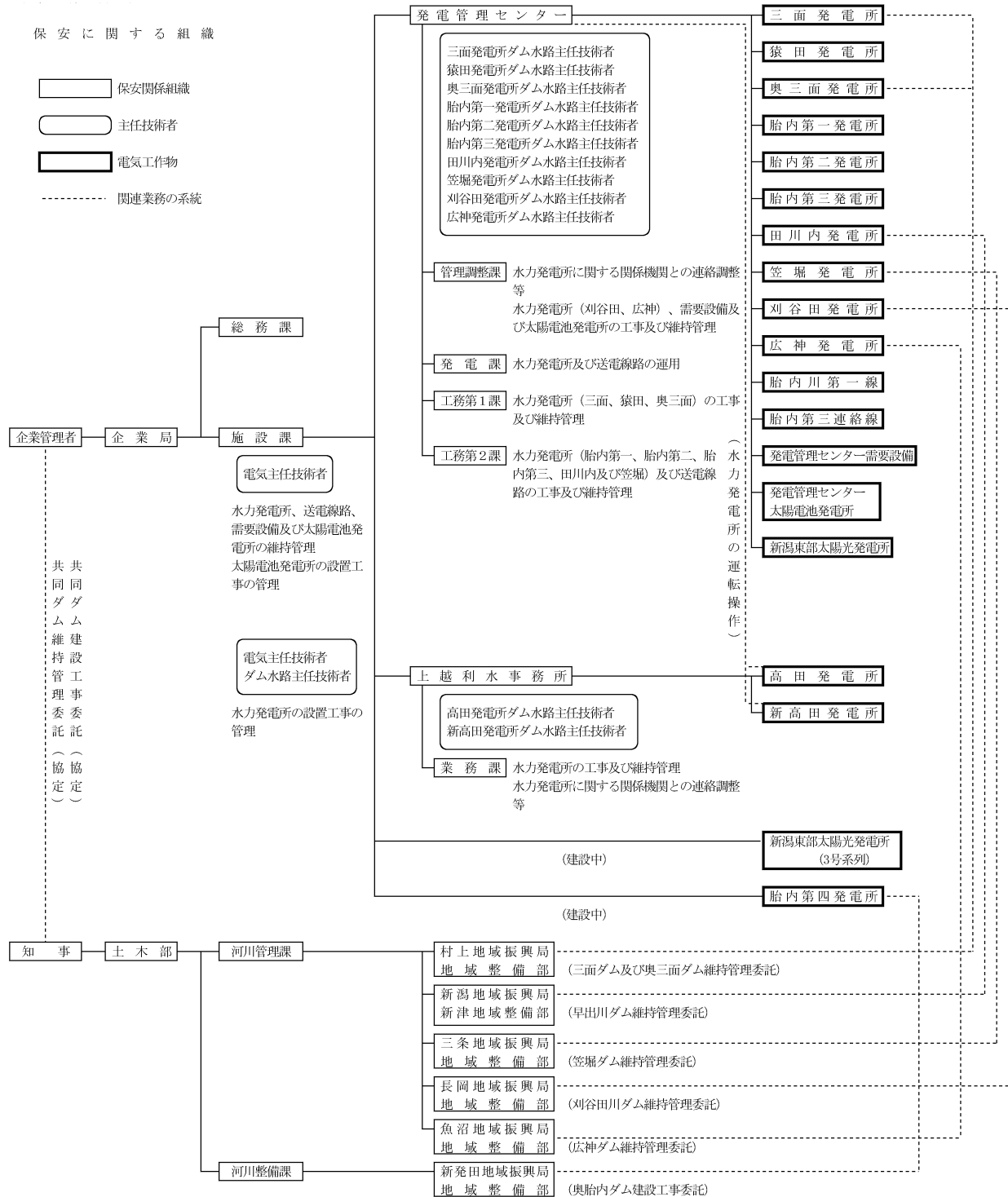
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
(主任技術者の選任) <b>第5条</b> (略) 2 主任技術者の選任は、原則として、次の各号に掲げる主任技術者の区分に応じ、当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。ただし、対象者が主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けていないときは、免状の交付を受けている者のうち、当該対象者の職制上直近下位の職にある者を対象者とする。 (1) (略) (2) ダム水路主任技術者			(主任技術者の選任) <b>第5条</b> (略) 2 主任技術者の選任は、原則として、次の各号に掲げる主任技術者の区分に応じ、当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。ただし、対象者が主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けていないときは、免状の交付を受けている者のうち、当該対象者の職制上直近下位の職にある者を対象者とする。 (1) (略) (2) ダム水路主任技術者		
事業場又は設備	選任する事業場又は組織	対象者	事業場又は設備	選任する事業場又は組織	対象者
水力発電所	<u>発電管理センター及び上越利水事務所</u>	<u>発電管理センター</u> にあっては所長及び技術職員の次長（省令第52条第3項ただし書の承認を受けた区分ごとに選任するものとする。）、上越利水事務所にあっては所長	水力発電所	<u>下越発電管理理所及び上越利水事務所</u>	<u>下越発電管理理所</u> にあっては所長及び技術職員の次長（省令第52条第3項ただし書の承認を受けた区分ごとに選任するものとする。）、上越利水事務所にあっては所長
(略)			(略)		
<b>別表第2</b> （第4条関係） 保安業務分掌			<b>別表第2</b> （第4条関係） 保安業務分掌		
名称	分掌事務		名称	分掌事務	
(略)			(略)		
<u>発電管理センター</u> <u>上越利水事務所</u>	(略)		<u>発電管理所</u> <u>利水事務所</u>	(略)	

**第8条** 新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (4条関係)



附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

企業局訓令

## ◎新潟県企業局訓令第3号

局 本 庁  
事 業 所

新潟県企業局事務決裁規程（昭和36年6月新潟県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から実施する。

平成26年3月31日

新潟県企業管理者 早 福 弘

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<b>別表第4の2</b> （第14条関係） 事務職員の次長共通専決事項（ <u>発電管理センター</u> の事務職員の次長を除く。） (1)～(9)（略） <u>発電管理センター</u> の事務職員の次長専決事項 (1)～(4)（略） <u>発電管理センター</u> の技術職員の次長専決事項 (1)～(3)（略）	<b>別表第4の2</b> （第14条関係） 事務職員の次長共通専決事項（ <u>下越発電管理所</u> の事務職員の次長を除く。） (1)～(9)（略） <u>下越発電管理所</u> の事務職員の次長専決事項 (1)～(4)（略） <u>下越発電管理所</u> の技術職員の次長専決事項 (1)～(3)（略）

◎新潟県企業局訓令第4号

局 本 庁  
事 業 所

新潟県企業局企業職員の安全衛生管理組織等を定める規程（昭和52年6月新潟県企業局訓令第6号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から実施する。

平成26年3月31日

新潟県企業管理者 早 福 弘

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(安全管理者)</p> <p><b>第7条</b> <u>発電管理センター</u>に労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第11条第1項の規定による安全管理者を置く。</p> <p>2 安全管理者は、<u>発電管理センター</u>の職員のうち労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）第5条の規定による資格を有する者の中から事業所の長が選任する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(安全管理者)</p> <p><b>第7条</b> <u>下越発電管理所</u>に労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第11条第1項の規定による安全管理者を置く。</p> <p>2 安全管理者は、<u>下越発電管理所</u>の職員のうち労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）第5条の規定による資格を有する者の中から事業所の長が選任する。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(衛生管理者)</p> <p><b>第8条</b> 局本庁及び<u>発電管理センター</u>に法第12条第1項の規定による衛生管理者を置く。</p> <p>2 衛生管理者は、局本庁及び<u>発電管理センター</u>の職員のうち都道府県労働基準局長の免許を受けた者又は規則第10条の規定による資格を有する者の中から事業所の長が選任する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(衛生管理者)</p> <p><b>第8条</b> 局本庁及び<u>下越発電管理所</u>に法第12条第1項の規定による衛生管理者を置く。</p> <p>2 衛生管理者は、局本庁及び<u>下越発電管理所</u>の職員のうち都道府県労働基準局長の免許を受けた者又は規則第10条の規定による資格を有する者の中から事業所の長が選任する。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(安全衛生推進者)</p> <p><b>第9条</b> 事業所（<u>発電管理センター</u>は除く。以下次項及び第3項において同じ。）に法第12条の2の規定による安全衛生推進者を置く。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(安全衛生推進者)</p> <p><b>第9条</b> 事業所（<u>下越発電管理所</u>は除く。以下次項及び第3号において同じ。）に法第12条の2の規定による安全衛生推進者を置く。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(設置)</p> <p><b>第11条</b> 局本庁及び<u>発電管理センター</u>に法第13条の規定による産業医を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p><b>第11条</b> 局本庁及び<u>下越発電管理所</u>に法第13条の規定による産業医を置く。</p>
<p>(職務)</p> <p><b>第12条</b> (略)</p> <p>2 産業医は、少なくとも毎月1回以上局本庁及び<u>発電管理センター</u>を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれのあるときは、直ちに、事業所の長に対し、職員の健康障害を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告するものとする。</p>	<p>(職務)</p> <p><b>第12条</b> (略)</p> <p>2 産業医は、少なくとも毎月1回以上局本庁及び<u>下越発電管理所</u>を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれのあるときは、直ちに、事業所の長に対し、職員の健康障害を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告するものとする。</p>
<p>(衛生委員会)</p> <p><b>第18条の2</b> 局本庁及び<u>発電管理センター</u>に法第18条に規定する衛生委員会を置く。</p>	<p>(衛生委員会)</p> <p><b>第18条の2</b> 局本庁及び<u>下越発電管理所</u>に法第18条に規定する衛生委員会を置く。</p>

2・3 (略)

4 第14条第2項及び第3項の規定並びに第15条から第18条までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において、「安全衛生会議」とあるのは「衛生委員会」と、「前条第1項第1号に規定する委員」とあるのは「総務課長及び発電管理センター所長」と、「総務課」とあるのは「総務課及び当該事業所の庶務を担当する課」とそれぞれ読み替えるものとする。

2・3 (略)

4 第14条第2項及び第3項の規定並びに第15条から第18条までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において、「安全衛生会議」とあるのは「衛生委員会」と、「前条第1項第1号に規定する委員」とあるのは「総務課長及び下越発電管理所所長」と、「総務課」とあるのは「総務課及び当該事業所の庶務を担当する課」とそれぞれ読み替えるものとする。

## 人事委員会規則

平成26年 4 月 1 日における号給の調整に関する規則を次のように定める。

平成26年 3 月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

新潟県人事委員会規則第 6 - 1728号

平成26年 4 月 1 日における号給の調整に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成25年条例第45号。以下「改正条例」という。)附則第 2 項の規定に基づき、平成26年 4 月 1 日(以下「調整日」という。)における号給の調整に関し必要な事項を定めるものとする。

(改正条例附則第 2 項の人事委員会規則で定める号給)

第 2 条 改正条例附則第 2 項の人事委員会規則で定める号給は、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則(規則第 6 - 1512号)附則第 5 項中「第25条第 1 項、第 3 項第 1 号」とあるのは「第25条第 3 項第 1 号」と、「同条第 1 項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から 1 を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは「D 又は E (一般職員給与条例第12条第 3 項又は市町村立学校職員給与条例第11条第 3 項の適用を受ける特定職員にあつては、C、D 又は E)」と、同条第 3 項第 1 号」とあるのは「同条第 3 項第 1 号」と、同規則附則第 7 項中「相当する数から 1 を減じて得た数に、切替日」とあるのは「切替日」と読み替え、かつ、同規則附則第 4 項、第 6 項及び第12項、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年条例第36号)附則第 4 項、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成23年条例第43号)附則第 4 項並びに一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成24年条例第50号)附則第 2 項及び第 3 項の規定の適用がないものとして、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用して再計算した場合に調整日に受けることとなる号給とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該号給が改正条例附則第 2 項の規定の適用がないものとした場合に調整日において受けることとなる号給と同一又は下位の号給となる場合は、調整を行わない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則(規則第 6 - 1512号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (初任給に関する経過措置)</p> <p>4 平成19年 1 月 1 日から平成26年 3 月31日までの間に新たに職員となり、その者の号給の決定について職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(以下「規則」という。)第13条から第14条の 2 までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日(以下この項において「採用日」という。)から、これらの規定による号給(以下この項において「特定号給」という。)の号数から一般職員給与条例第 8 条第 2 項及び市町村立学校職員給与条例第 7 条第 2 項の規定による号給(規則第13条の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とするとされている号給を除く。)の号数を減じた数を 4 (新たに職員となった者が特定職員(規則第24条の 2 に規定する職員をいう。以下同じ。))</p>	<p>附 則 (初任給に関する経過措置)</p> <p>4 平成19年 1 月 1 日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(以下「規則」という。)第13条から第14条の 2 までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日(以下この項において「採用日」という。)から、これらの規定による号給(以下この項において「特定号給」という。)の号数から一般職員給与条例第 8 条第 2 項及び市町村立学校職員給与条例第 7 条第 2 項の規定による号給(規則第13条の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とするとされている号給を除く。)の号数を減じた数を 4 (新たに職員となった者が特定職員(規則第24条の 2 に規定する職員をいう。以下同じ。))</p>

<p>であるときは、3) で除して得た数の年数(1未満の端数があるときは、これを切り上げた数。以下この項において「調整年数」という。)を遡った日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号給は、規則第13条から第14条の2までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日の翌日から採用日までの間における規則第23条に規定する昇給日(次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>て得た数の年数(1未満の端数があるときは、これを切り上げた数。以下この項において「調整年数」という。)を遡った日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号給は、規則第13条から第14条の2までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日の翌日から採用日までの間における規則第23条に規定する昇給日(次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
--	---

(短時間勤務職員の給料月額の変数計算に関する規則の一部改正)

3 短時間勤務職員の給料月額の変数計算に関する規則(規則第6-1370号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 育児休業法第11条に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号。以下「育児休業条例」という。)第15条の規定により読み替えられた一般職員給与条例第7条第1項、第2項若しくは第4項、育児休業条例第16条の規定により読み替えられた市町村立学校職員給与条例第6条第1項若しくは第2項、育児休業条例第18条の規定により読み替えられた一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年条例第4号)第5条第3項若しくは第4項、育児休業条例第19条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年条例第55号)第7条第2項若しくは第3項、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年条例第36号)附則第5項(第6項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた第4項、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成23年条例第43号)附則第5項(第6項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた第4項、<u>一般職の職員の給与に関する条例等</u>の一部を改正する条例(平成24年条例第50号)附則第4項(第5項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた第2項若しくは第3項又は一般職の職員の給与に関する条例</p>	<p>次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 育児休業法第11条に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号。以下「育児休業条例」という。)第15条の規定により読み替えられた一般職員給与条例第7条第1項、第2項若しくは第4項、育児休業条例第16条の規定により読み替えられた市町村立学校職員給与条例第6条第1項若しくは第2項、育児休業条例第18条の規定により読み替えられた一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年条例第4号)第5条第3項若しくは第4項、育児休業条例第19条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年条例第55号)第7条第2項若しくは第3項、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年条例第36号)附則第5項(第6項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた第4項、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成23年条例第43号)附則第5項(第6項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた第4項又は<u>一般職の職員の給与に関する条例等</u>の一部を改正する条例(平成24年条例第50号)附則第4項(第5項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた第2項若しくは第3項</p>

<p>等の一部を改正する条例(平成25年条例第45号)                  附則第3項(第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた第2項</p>	
---	--

平成18年改正条例附則第8項、第9項及び第10項の規定による給料に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成26年 3月31日

新潟県人事委員会  
 委員長 鶴 卷 克 恕

**新潟県人事委員会規則第6-1729号**

平成18年改正条例附則第8項、第9項及び第10項の規定による給料に関する規則を廃止する規則

平成18年改正条例附則第8項、第9項及び第10項の規定による給料に関する規則(規則第6-1528号)は、廃止する。

**附 則**

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 3月31日

新潟県人事委員会  
 委員長 鶴 卷 克 恕

**新潟県人事委員会規則第6-1730号**

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則(規則第6-48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第1 適用区分表(第2条関係)</b>			<b>別表第1 適用区分表(第2条関係)</b>		
勤務箇所	職 員	調整数	勤務箇所	職 員	調整数
(略)			(略)		
放射線監視 センター	所長、次長、課長、専門 研究員、主任研究員及び 研究員	1	放射線監視 センター	所長、次長、専門研究員、 主任研究員及び研究員	1
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

**附 則**

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。



特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

### 新潟県人事委員会規則第6-1731号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（規則第6-1313号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（精神保健福祉相談手当）</p> <p><b>第19条</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 条例第20条第1項第2号の人事委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の4の規定による退院請求又は処遇改善請求に関し入院中の者に接して行う意思確認又は意見聴取</p> <p>(4)・(5) （略）</p> <p>（用地交渉手当）</p> <p><b>第22条</b> 条例第24条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p><u>(2) 福祉保健部医務薬事課</u></p> <p><u>(3) 土木部都市局営繕課</u></p> <p><u>(4)</u> （略）</p> <p><u>(5)</u> （略）</p>	<p>（精神保健福祉相談手当）</p> <p><b>第19条</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 条例第20条第1項第2号の人事委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の4の規定による入院中の者若しくは<u>保護者からの退院請求</u>又は処遇改善請求に関し入院中の者に接して行う意思確認又は意見聴取</p> <p>(4)・(5) （略）</p> <p>（用地交渉手当）</p> <p><b>第22条</b> 条例第24条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p><u>(2)</u> （略）</p> <p><u>(3)</u> （略）</p>

### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴巻克恕

**新潟県人事委員会規則第6-1732号**

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（規則第6-470号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第2条、第3条関係） 特地勤務手当級別区分			別表第1（第2条、第3条関係） 特地勤務手当級別区分		
所在地	公署	級別区分	所在地	公署	級別区分
(略)			(略)		
(略) 十日町市	(略) 十日町警察署倉俣駐在所	2級地	(略) 十日町市	(略) 十日町警察署倉俣駐在所 <u>十日町警察署室野駐在所</u>	2級地
(略) 佐渡市	(略) (略) <u>出納局管理課佐渡分室</u>  (略) 佐渡高等学校 <u>佐渡高等学校相川分校</u>  (略)		(略) 佐渡市	(略) (略) <u>出納局会計検査課佐渡分室</u>  (略) 佐渡高等学校  (略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)			(略)		
佐渡市	佐渡東警察署鷺崎駐在所	5級地	佐渡市	<u>水産海洋研究所佐渡水産技術センター多田駐在所</u> 佐渡東警察署鷺崎駐在所	5級地
(略)	(略)		(略)	(略)	

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

**新潟県人事委員会規則第 6 - 1733号**

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則（規則第 6 - 492号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第 1（第 2 条、第 4 条関係）</b> へき地学校級別区分			<b>別表第 1（第 2 条、第 4 条関係）</b> へき地学校級別区分		
所在地	学 校	級別区分	所在地	学 校	級別区分
(略)	(略)	1 級地	(略)	(略)	1 級地
十日町市	松之山小学校		十日町市	<u>奴奈川小学校</u> 松之山小学校 <u>松里小学校</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
東蒲原郡 阿賀町	西川小学校		東蒲原郡 阿賀町	西川小学校	
(略)	(略)		<u>南魚沼郡</u> <u>湯沢町</u>	<u>三俣小学校</u>	
佐渡市	前浜中学校	2 級地	佐渡市	(略) 前浜中学校 <u>小木中学校</u> <u>羽茂中学校</u>	2 級地
南魚沼市	<u>南佐渡中学校</u> 後山小学校		南魚沼市	後山小学校	
(略)	(略)		<u>南魚沼郡</u> <u>湯沢町</u>	<u>三国小学校</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
<b>別表第 2（第 2 条関係）</b> 準へき地学校			<b>別表第 2（第 2 条関係）</b> 準へき地学校		
所在地	学 校		所在地	学 校	
長岡市	渋海小学校		長岡市	渋海小学校	
(略)	(略)		<u>三条市</u>	<u>荒沢小学校</u>	
十日町市	鑑島小学校		(略)	(略)	
(略)	(略)		十日町市	<u>孟地小学校</u> 鑑島小学校	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	

**附 則**

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

**新潟県人事委員会規則第6-1734号**

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(規則第6-118号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
<b>別表第1 (第2条関係)</b>				<b>別表第1 (第2条関係)</b>			
組織上の区分		職	区分	組織上の区分		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	(略)	1種	知事の 事務部 局	本庁	(略)	1種
		参与(部又は局に置かれるものに限る。)				参与(部に置かれるものに限る。)	
		(略)	(略)				
		<u>国際企画監</u>	3種			政策課長	3種
	政策課長	(略)					
	地域振 興局	(略)	5種	地域振 興局	(略)	5種	
		(略)			新潟地域振興局新潟 港湾事務所次長		
		(略)			(略)		
		(略)			(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
水産海 洋研究 所	所長	5種	水産海 洋研究 所	所長	5種		
	(略)			<u>副所長</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第12-87号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（規則第12-3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
<b>別表</b>			<b>別表</b>		
	機 関	職		機 関	職
本庁	(略)		本庁	(略)	
	知事部局	危機管理監 部長 局長 参与 広報監 <u>国際企 画監</u> 情報企画監 副部 長 副局長 次長 観光 局長 都市局長 技監 総括政策監 政策監 課 長 室長（課に置かれる 室の長を含む。） センタ ー長 企画主幹（人事に 関する事務を行うものに 限る。） 国際企画主幹 法務管理監 情報主幹 課長補佐 室長補佐 セ ンター長補佐 総務係長 （主管課に置かれるもの に限る。） 総務班の副参 事（人事に関する事務を 行うものに限る。） (略)		知事部局	危機管理監 部長 局長 参与 広報監 情報企 画監 副部長 副局長 次長 観光局長 都市局 長 技監 総括政策監 政策監 課長 室長（課 に置かれる室の長を含 む。） センター長 企画 主幹（人事に関する事務 を行うものに限る。） 国 際企画主幹 法務管理監 情報主幹 課長補佐 室長補佐 センター長補 佐 総務係長（主管課に 置かれるものに限る。） 総務班の副参事（人事に 関する事務を行うものに 限る。） (略)
	(略)			(略)	
本庁以 外の機 関	地域振興局	局長 部長 所長 医監 副部長 副所長 セン ター長（県民サービスセ ンター長を除く。） 次長 農林事務所長 維持管 理事務所長 分所長 農 林事務所次長 維持管理 事務所次長 総務課長 庶務課長 <u>総務福祉課長</u> 企画調整課長（庶務に 関する事務を行うものに 限る。） 業務課長（佐渡 地域振興局地域整備部に 置かれるものに限る。） 総務係長（津川地区振興 事務所に置かれるものを 除く。）	本庁以 外の機 関	地域振興局	局長 部長 所長 医監 副部長 副所長 セン ター長（県民サービスセ ンター長を除く。） 次長 農林事務所長 維持管 理事務所長 分所長 農 林事務所次長 維持管理 事務所次長 総務課長 庶務課長 企画調整課長 （庶務に関する事務を行 うものに限る。） 業務課 長（佐渡地域振興局地域 整備部に置かれるものに 限る。） 総務係長（津川 地区振興事務所に置かれ るものを除く。）
		(略)			(略)

	水産海洋研 究所	所長 総務課長 船長		水産海洋研 究所	所長 副所長 総務課長 越路丸船長
	(略)			(略)	
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規則は、平成26年 4月 1 日から施行する。

教育委員会規則

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

**新潟県教育委員会規則第6号**

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前														
<p>(分掌事務)</p> <p><b>第9条</b> 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">総務課 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">財務課</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)～(5) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(6) 授業料等の徴収に関する事項</u></p> <p style="padding-left: 2em;">福利課～生涯学習推進課 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">文化行政課</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) <u>文化財に関する事項</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 削除</p> <p style="padding-left: 2em;">(3) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(4) 削除</p> <p style="padding-left: 2em;">(5)～(7) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(8) <u>博物館法（昭和26年法律第285号）に基づく博物館及び博物館に相当する施設に関する事項</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(9) 削除</p> <p style="padding-left: 2em;">(10)～(14) (略)</p> <p>(附属機関)</p> <p><b>第30条</b> 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県立図書館協議会</td> <td>県立図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に意見を述べる。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県いじめ防止対策等に関する委員会</td> <td>いじめ防止等のための対策を調査審議し、県立学校に重大事態が発生した場合などの事実関係を明確にする</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担任する事務	(略)		新潟県立図書館協議会	県立図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に意見を述べる。	新潟県いじめ防止対策等に関する委員会	いじめ防止等のための対策を調査審議し、県立学校に重大事態が発生した場合などの事実関係を明確にする	<p>(分掌事務)</p> <p><b>第9条</b> 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">総務課 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">財務課</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)～(5) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">福利課～生涯学習推進課 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">文化行政課</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) <u>県指定文化財の保存及び活用に関する事項</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(2) <u>文化財保護の趣旨の普及に関する事項</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(3) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(4) <u>文化財保護の連絡調整及び国の委任事務に関する事項</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(5)～(7) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(8) <u>博物館に関する事項</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(9) <u>歴史資料等の保存及び管理に関する事項</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(10)～(14) (略)</p> <p>(附属機関)</p> <p><b>第30条</b> 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県立図書館協議会</td> <td>県立図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に意見を述べる。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担任する事務	(略)		新潟県立図書館協議会	県立図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に意見を述べる。
名称	担任する事務														
(略)															
新潟県立図書館協議会	県立図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に意見を述べる。														
新潟県いじめ防止対策等に関する委員会	いじめ防止等のための対策を調査審議し、県立学校に重大事態が発生した場合などの事実関係を明確にする														
名称	担任する事務														
(略)															
新潟県立図書館協議会	県立図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に意見を述べる。														

	ために調査し、これらの事項に関し教育委員会の諮問に応じ、又は必要と認める事項を教育委員会に建議する。	
--	--	--

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**教育委員会訓令**

◎新潟県教育委員会訓令第3号

教育庁本庁  
県立学校

新潟県立学校職員安全衛生管理規程（平成9年4月新潟県教育長訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から実施する。

平成26年3月31日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																	
<p><b>別表1</b>（第23条関係）</p> <p style="text-align: center;">安全衛生委員会委員の増員数</p> <p>1 2以上の課程又は分校を有する学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">学校の名称</th> <th style="width: 33%;">増員数</th> <th style="width: 33%;">増員内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>安塚高等学校（分校）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>佐渡高等学校（分校）</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小出特別支援学校（分校）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p>	学校の名称	増員数	増員内訳	(略)	(略)	(略)	安塚高等学校（分校）			<u>佐渡高等学校（分校）</u>			小出特別支援学校（分校）			(略)			<p><b>別表1</b>（第23条関係）</p> <p style="text-align: center;">安全衛生委員会委員の増員数</p> <p>1 2以上の課程又は分校を有する学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">学校の名称</th> <th style="width: 33%;">増員数</th> <th style="width: 33%;">増員内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>安塚高等学校（分校）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小出特別支援学校（分校）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p>	学校の名称	増員数	増員内訳	(略)	(略)	(略)	安塚高等学校（分校）			小出特別支援学校（分校）			(略)		
学校の名称	増員数	増員内訳																																
(略)	(略)	(略)																																
安塚高等学校（分校）																																		
<u>佐渡高等学校（分校）</u>																																		
小出特別支援学校（分校）																																		
(略)																																		
学校の名称	増員数	増員内訳																																
(略)	(略)	(略)																																
安塚高等学校（分校）																																		
小出特別支援学校（分校）																																		
(略)																																		